

1 目標および施策の体系図

テーマ	施策の柱	目標
テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	1.1 コア地域(※1)の保全管理体制、財政担保システムの確立	1 コア地域の適切な保全管理を行うため、各地域における指標種の生育・生息状況について、市民によるモニタリング調査を平成23年度(2011年度)から実施し、データの更新を行っていきます。 2 各コア地域の自然環境を保全するため、平成25年度(2013年度)までに、コア地域ごとの活動組織を設置し、保全管理計画を作成します。
	1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生	3 緑被面積(人工草地を除く)を平成32年度(2020年度)時点で市域の28.5%(約1,019ha)以上確保します。 4 経営耕地面積を平成32年度(2020年度)時点で348haを目標とします。
	2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり	5 平成24年度(2012年度)までに自然環境の保全に関する条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全していきます。 6 平成25年度(2013年度)までに保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。
	2.2 生物多様性の保全方針の策定	7 「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を平成24年度(2012年度)までに策定し、市域の生物多様性を保全していきます。 8 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを平成24年度(2012年度)までに作成し、市民・事業者等への周知を図っていきます。
テーマ3 資源循環型社会の構築	3.1 4Rの推進	9 市民1人1日あたりの資源物を除いたごみの排出量を平成32年度(2020年度)までに603gにします。 10 リサイクル率を平成32年度(2020年度)までに34.7%にします。
	3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	11 地元農畜水産物を取り扱う店舗を、平成32年度(2020年度)までに90店舗にします。 12 学校給食における地場産農水産物の使用品目数を、平成32年度(2020年度)までに15品目に増やします。 13 環境に配慮した農業に取り組む農業者や協力者を増やします。
	4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進(※2)	14 平成32年度(2020年度)における市域のCO ₂ 排出量を、平成2年度比で20%削減します。(平成2年度排出量:1,456千tCO ₂)(※2) 15 「ちがさきエコシート(茅ヶ崎市環境家計簿)」から1世帯・1事業所あたりのCO ₂ 排出量を把握し、前年に比べエネルギー使用量を削減できた家庭・事業者の数を増やします。
	4.2 交通行政における温室効果ガスの排出削減	16 市民1人あたりの年間公共交通利用回数を平成32年度(2020年度)までに455.5回にします。
テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり	5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成	17 庁内における環境意識の向上を図るために、茅ヶ崎市独自環境マネジメントシステムの周知啓発を徹底するとともに、生物多様性や地球温暖化問題に関する庁内での学習の機会を積極的に提供します。また、研修への参加、先進的取り組みを行っている自治体等への視察を積極的に実施します。
	5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援	18 市民の環境意識の向上を図り、環境に関する活動への参加者数等を増やします。
	5.3 学校における環境教育の充実	19 各学校と地域との連携による環境教育を充実させ、地域資源を活用した環境学習の回数を増やしていくとともに、スクールエコアクションの導入による各学校での環境活動を継続的に実践していきます。

(※1) コア地域:「茅ヶ崎市自然環境評価調査」において特に重要な地域として挙げた清水谷、平太夫新田、赤羽根十三区、長谷、行谷、柳谷及び柳島の7地域のこと。

重点施策の今後の取り組み予定について、
14 ページ以降で公表します。

重点施策の推進を支え、補完する施策の実施状況
については市ホームページで公表しています。



重 点 施 策

重点施策の推進を支え、補完する施策

1 コア地域ごとの保管理体制の構築と保管理体制の
作成・実施
2 財政担保システムの確立
3～12 各コア地域における施策

1.1(1)コア地域の保全に向けた地域指定と活動への参加の促進

13 コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生
14 農業支援による農地の保全・再生
15 耕作放棄地の再生にあたっての生物多様性への配慮

1.2(1)コア地域をつなぐみどりの保全・再生とネットワーク化
1.2(2)農地の多面的機能を考慮した保全・再生と農業の促進
1.2(3)水環境の保全
1.2(4)歴史的・文化的遺産の保全・活用

16 自然環境の保全に向けた条例の制定
17 保全すべき地域の指定
18 自然環境庁内会議の設置

2.1(1)自然環境に配慮した土地利用の誘導
2.1(2)快適で安全な住環境の確保

19 生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性
地域戦略」の策定
20 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成

2.2(1)動植物の生育・生息環境の保全
2.2(2)海岸の自然環境の保全

21 リフューズ(要らないものを買わない・断る)
22 リデュース(ごみの排出を抑制する)
23 リユース(繰り返し使う)
24 リサイクル(資源として再生利用する)

3.1(1)4Rの推進に向けた既存の取り組み等の継続
3.1(2)適正なごみの排出・収集・処理ときれいなまちづくり

25 地産地消の推進
26 環境に配慮した農業の普及促進

3.2(1)地域資源を活かした農水産業の推進
3.2(2)環境に配慮した農業の普及啓発

27 情報発信・啓発活動の推進
28 家庭・事業所における省エネ機器等の導入支援
29 市事業における省エネ機器・新エネルギーの積極的導入

4.1(1)市民・事業者における取り組みの支援
4.1(2)市における率先的な取り組み

30 乗合交通の利便性向上
31 徒歩・自転車利用の促進

4.2(1)自動車の走行に伴う環境負荷の低減

32 庁内の環境意識の向上
33 庁内における人材育成

5.1(1) 市における環境配慮の取り組みの推進

34 意識啓発・人材育成
35 現在活動している市民や市民活動団体、事業者による
環境保全の取り組みの支援

5.2(1)市民への情報提供や市民参加による意識啓発の推進
5.2(2)事業活動に伴う環境負荷の低減
5.2(3)環境に関する活動の支援

36 地域と連携した環境教育
37 学校における取り組みの支援

5.3(1)学校における環境教育の推進

(※2) 平成 25 年 3 月策定の「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」との整合性を図るため、施策の柱 4.1 の名称を変更し、平成 25 年度の取り組みより目標 14 を同実行計画の目標と同様の内容に変更します。